



平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U - N E X T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀
(コード番号：9418)
問 い 合 せ 先 取 締 役 総 合 企 画 室 長 堀 内 雅 生
TEL. 03-6741-4426

上場市場の変更に係る猶予期間入りの見込みに関するお知らせ

本日、当社は、株式会社USEN（コード：4842、市場区分：JASDAQスタンダード、以下「USEN」といいます。）との間で、当社子会社を通じてUSENの普通株式を対象とする公開買付けを行うこと、公開買付け成立後にUSENの株主を同子会社ほか2者のみとすることを目的とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び当社を存続会社、USENを消滅会社とする吸収合併等を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書を締結した旨を公表いたしました。

本経営統合に係る一連の手続きにおいて本株式併合が実施された場合、当社は実質的な存続会社でないと認められることから、当社株式は、本株式併合の効力発生日から当該効力発生日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで（「3年を経過する日」が当社の事業年度の末日に当たらない場合は、猶予期間は当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日までとなります。）JASDAQスタンダードへの上場市場の変更に係る猶予期間に入ることになります。

本株式併合の効力発生日前において、当社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく、当社株式の市場第一部における上場が継続されることとなります。また、猶予期間中に、当社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除され、当社株式の市場第一部における上場が継続されることとなります。なお、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外します。）の日までに、当社が新規上場基準に準じた審査（以下「同審査」といいます。）に係る申請を行わなかった場合、又は、同審査において当社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められなかった場合には、当社株式は市場第一部からJASDAQスタンダードへ上場市場の変更が行われることとなります。

「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うものです。したがって、当社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。

以上